

元保険医療機関の指定の取消相当及び保険医の登録の取消

厚生労働省九州厚生局は、令和5年5月18日付けで、元保険医療機関に対し指定の取消相当の取扱いを、また、保険医に対し登録の取消処分を行いました。

この処分等は、実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求したことによるものです。(不正請求額 約91万円)

なお、今回の処分等にあたっては、令和5年5月12日に開催された九州地方社会保険医療協議会において、同取扱い及び処分が妥当との建議及び答申がなされています。

※ 「取消相当の取扱い」とは、取消処分を行う前に保険医療機関の指定の辞退や医療機関の廃止、あるいは保険医の登録の抹消に係る届出が提出され、行政処分を行うことができない場合に、取消処分と同等の取扱いを行うこととするもので、具体的には、取消相当となった日から原則5年間は再指定や再登録を行わないこととするものです。

記

1 元保険医療機関の指定の取消相当

(1) 元保険医療機関の名称等

- ① 名称 ひらつか歯科医院 (令和3年4月11日 保険医療機関廃止届)
- ② 所在地 福岡県田川郡川崎町大字池尻字免武ノ丁397番地
- ③ 開設者 平塚 守 (ひらつか まもる)

(2) 指定の取消相当地月日

令和5年5月18日

※ 当該保険医療機関は令和3年4月11日付けで既に保険医療機関の廃止届が提出されていることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。

2 保険医の登録の取消

(1) 保険医の氏名等

氏名 平塚 守 (ひらつか まもる) 55歳

(2) 登録の取消年月日

令和5年5月18日

(3) 根拠条文

健康保険法第81条第3号

3 診療報酬の不正請求等

監査において確認した不正・不当請求に係るレセプト件数及び金額
(平成 29 年 6 月分～令和元年 8 月分)

不正請求	3 名分	レセプト	26 件	914,337 円
不当請求	1 名分	レセプト	3 件	6,120 円
合 計	4 名分 (3 名分)	レセプト	29 件 (29 件)	920,457 円

※ () 内は、患者実人数及びレセプト実件数である。

(注) 上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

4 取消処分等の主な理由

不正請求

実際には行っていない歯科訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)

5 監査を行うに至った経緯等

- (1) 令和元年 11 月、福岡県から九州厚生局指導監査課に対し、ひらつか歯科医院が死亡した生活保護受給者の医療券の発行を保健福祉事務所に請求しているとの情報提供があった。
- (2) 福岡県福祉労働部保護・援護課が生活保護法による検査を実施したところ、不正請求及び不当請求が認められた。
- (3) この結果から、医療保険の患者に係る診療及び診療報酬請求に疑義が生じたため、令和 4 年 5 月、指導監査課が前記(1)の死亡した生活保護受給者が入所していた施設及びその隣接する別の入所施設を調査したところ、施設に入所する患者 3 名について、実際には訪問診療を行っていないにもかかわらず、訪問診療を行ったとして診療報酬を請求していた疑いが生じた。
- (4) 以上のことから、診療報酬の不正請求が強く疑われたため、令和 4 年 6 月から同年 9 月まで計 3 日間の監査を実施した。